

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷七十第

行發日一月八年二十正六

## 論叢

武士成立の經濟的要素 . . . . . 文學博士 三浦 周行  
 綜合奢侈稅の批評 . . . . . 法學博士 神戶 正雄  
 獨立海運業者の排他的手段 . . . . . 法學士 小島昌太郎  
 文化的認識と歷史的認識 . . . . . 法學士 恒藤 恭

## 時論

地租委讓と收入の缺陷 . . . . . 法學博士 小川郷太郎  
 農村問題と其對策 . . . . . 法學博士 河田 嗣郎

## 說苑

壹岐國に於ける地割制度 . . . . . 農學士 奧 田 彥  
 歷史派經濟學發達の徑路 . . . . . 法學士 山口正太郎

## 雜錄

氏族制度雜考 . . . . . 法學士 本庄榮治郎  
 報酬遞減法則の適用範圍 . . . . . 法學士 山口正太郎  
 照應計算の一方方法 . . . . . 經濟學士 蜷川 虎三

時

論

## 地租委託譲と收入の缺陷

小川 郷 太 郎

目下の財政時事問題として最も矢筈しいのは地租委託譲を實行すべきか否かといふことである。

大正十三年度豫算を編成せんとせば、先づ此問題を何れかに決定せねばならぬ。

地租委託譲は第四十六議會に於ける政友會の建議であつて、政府も主義としては賛成した所である。政府が主義として賛成したる以上は、之を實現するは當然の歸着である様に思はれる。是れ此問題が目下の緊要問題である所以である。

地租委託譲に關しては種々の問題が出て來る。地租を委託すれば、國稅の制度が如何になるか、地方稅の制度が如何になるかといふのは其一であり、地租を委託すれば、營業稅をも委託せねばならぬかどうかといふのは其二であり、地租營業稅委託するとせば、之に代位する稅を起すべき

否かといふのは、其三であり、地租若は營業税を委譲すれば、収入の缺陷が出来るが、それを如何に填補するかといふのが其四である。前の三者は税制の上より見たるものであるが、私は此等の問題に關聯して既に本誌并に拙著税制整理論に於て詳論したから、再び之を繰り返へすことを止め、茲には第四の問題を捉へて研究して見たいと思ふ。

私の見る所に據れば、地租を委譲する以上は營業税をも委譲せねばならぬと思ふが、問題を簡單にする爲め、地租委譲のみに就ては考察することとする。

地租の収入は近年約七千四百餘萬圓に上ぼつてゐる。地租の全額委譲を爲すときは、國庫は七千四百萬圓を失ひ、半額委譲を爲すときは參千七百萬圓を失ふこととなる。そこで國庫は如何にして此七千四百萬圓若は參千七百萬圓の収入缺陷に對して其收支の均衡を圖るべきかといふことが問題となつて來るのである。思ふに此問題の解決は二の外にない。其一は他の租税收入を以て之を補填することであり、其二は經費を節して收支の均衡を圖ることである。

## 二

地租を地方税に委譲するに依つて失ふべき收入を他の税に依つて補填するは一の策たること論ずる迄もないが、茲に問題となるは、如何なる税を以てすべきかといふことである。

地租に代位する税として提議せられてゐる税は財産税である、近頃又關税の改正に依る增收を

以てせんとする説も出てゐる。私は先づ此二の説に就て吟味して見やうと思ふ。

地租に代はる税として財産税を創設することは、税制整理の上より見て最も理窟に適つてゐる。そのことに就ては私は既に一度ならず二度ならず、論じたことがあるから、此處に重ねていばぬ。臨時財政經濟調査會の案の如く、財産税の税率を千分の一・五としても、六七千萬圓の収入は之を豫期することが出来るといふことである。六七千萬圓の収入があれば、地租を地方税に委譲しても、國庫に於ては何等差支ない譯である。是が故に地租委託に依る収入の缺陷を補填するといふ見地に立て見ても、財産税案は慥に名案であるといはねばならぬ。

所が財産税に就ては資産家階級の反對が尋常一様でないを覺悟せねばならぬ、既に臨時財政經濟調査會の總會に於ける討議に於ても、資産家を代表する方面より其鋒先が鋭くあらはれてゐたといふことである。是れ臨時財政經濟調査會が、二年を費したる研究であるに拘らず、之を決議することが出来ず、單に參考として政府に答申することゝした所以である。此の如く財産税案は生れぬ先きから既に病に罹つてゐるやうな有様である、加藤内閣はとて之を取つて以て自己の案として議會に提出するの勇氣を持つまいかと思はれる。代物はよくても人に顧みられないとすれば致し方ない、私は眼を轉じて他の税を考へて見なければならぬ。

關稅の增收を以て地租委託に代へんとするの説は非常に現實性を帯びた説である。關稅定率法

の改正に就ては既に久しく臨時財政經濟調査會に於て調査せられ、研究せられてゐるのであつて、遠からず其の具體案も出來上るであらうし、又關稅定率法改正案は第四十七議會に政府案として提出せられることゝなつてゐるとも聞くのである。而して其關稅定率法の改正は關稅の收入を増すことになること殆んど論ずるの要がない。傳ふる所に依れば、其の關稅改正に依る増收額は參千萬圓以上と豫算せられてゐるといふことである。若し關稅定率法の改正が現實となつてそれだけの増收を得られるとせば、隨にその増收額の範圍に於て地租に代位し得るものであるといふことが出来る。併し地租の全額七千四百餘萬圓に相當する額を關稅改正に依つて捨り出すことは到底出來ない。

更に一步を進めて、地租に代ふるに關稅を以てするといふ大體方針に就て之を考ふるに、稅制整理といふ見地より大異論を生ずるを免れまい。一體地租は收益稅の一である、我國の直接國稅は、所得稅を中軸として之を補ふに收益稅を以てし、財産に重課し殊に財産所得に重課し、旁々財産所得に關する虚偽の申告に基ける課稅の不公平を矯めやうとしてゐるのである。然るに今地租を地方稅に委讓するとせば、それだけ國稅に於ては收益稅の一角を崩すことになるのである。所で此地租の代りに關稅を増徴するとして稅制は如何様になるかといふに、收益稅といふ直接稅の代りに間接稅が出來る譯である。財産を有してゐる者に重く課するといふ精神が亡び

却つて一般民衆に重く課するといふ精神があらはれて來る。さなきだに、我國の税制は資産階級の負擔すべき直接税が輕きに失し、無産階級たる民衆の負擔すべき間接税が多からうとしてゐるのに、此の如き遣り繰をなすに於ては、此弊を更に甚しくすることゝなる、税制を整理するのでなくして、却て之を恣しくするものであると謂はねばならぬ。是が故に關稅改正に依つて三千萬圓の増收を得るとしても、税制を紊らす以上は、地租に代ふるに關稅の増收を以てするといふ説は之を是認することが出來ぬ。

財産税の創設も實現することが出來ないし、關稅改正に依る増收を以て地租に代ふるも當を得ないとすれば、他の税を考ふるより外ない。然り而して地租が直接税たる以上は地租に代はる税は矢張直接税たるものでなければならぬ。そこで私は此際相續税を改正して其増收を圖り以て地租に代るべきであると提議したのである。

我國の現行相續税は極めて輕い税であつて、殆んど相續税の體を爲さぬ、従つて其税の收入も甚だ少いものとなつてゐる。此際此税を改正し、一は以て税制を整理し、一は以て増收を圖るべきである。

一體相續税といへば、其税の建て方よりして實質的財産税たるべきものである。然るに我國の相續税の税率より見れば、正しく名義的財産税である、名義的財産税であることは強ち批難すべ

きでないとしても、三十萬圓以下の相續財産に就ては登録税の税率よりも遙に低いのである。寧ろ彼れ是れ顛倒すべきものでなければならぬ筈である。又相續税は貴族院に於て屢々批難せられ日露戦役後に初めて起されて以來、二回迄も修正せられ、其税率は其當時のそれよりも半分位に低減せられたのである。日露戦役以後今日に至つて財産の増加は著しきものがあるに拘らず、税率之に平行して低減して來たといふことは受け取れぬことである。以て相續税が時世の要求に副はぬ所以を知るべきである。尙相續税を遺脱せんが爲めに平時に於て贈與をなすものが多くなつて來た。我國法に於ては別に贈與税なるものがない。唯平時に於て推定相續人に對し、不動産船舶以外の財産を贈與するときは其額が五百圓を越ゆる限り、之を遺産相續の開始と看做し、之に遺産相續税を課することとなつてゐる。所で不動産や船舶を推定相續人に贈與しても遺産相續税を課せぬとすれば、そこに相續税の遺脱が出來、又不動産船舶以外の財産に於ても推定相續人以外の親族又は他人に贈與し之をして更に推定相續人に贈與せしむるの手續を取れば、相續税は全く之を遺脱することが出來る。我國相續税の收入が比較的少きは畢竟之が爲めである。若し相續税を以て直接税の一分子としやうとすれば、之が遺脱を爲さしめないで、相續税は相續税として徴收し得るやうにせねばならぬ、それが爲めには相續税に並んで、殆んど同様の課税をなすべき贈與税を起さねばならぬ。

我國の税制よりいへば、財産税は無いし、相續税も逋脱するとすれば、財産には殆んど課税する機會無いといはねばならぬ、こは税制としても決して當を得てゐるこいふことが出來ぬ。財産税が事實起されないとすれば、せめて相續税法を改正して相續税らしい相續税と建て直しするところが最も當を得てゐると思ふ。

私は相續税を根本的に建て直し、相續財産税と相續財産取得税の二つを並び立たしめ、被相續人の財産を綜合して課したる後、相續人の相續する限度に於て不勞利得重課の趣旨に依り之に課すべきであると思ふ。其累進税率は低きに過ぎ其累進級は租に過ぎてゐるから、累進税率を高め累進級を密にすべきである。

右の様に相續税を改正するときは、之に依つて相當の収入を得ることが出来る、大正十二年度の豫算に依れば、相續税の収入は九百六十七萬五千餘圓となつてゐる、約千萬圓と見て可い。若し相續税を起した當時の税率を以て課するとせん乎、其収入は二千萬圓を出づることにならう。若し夫れ累進級を整理し、累進税率を高むるに至つては更に収入の増加を來すことになるであらう。贈與税を起して相續税の逋脱を防ぐことゝすれば、三四千萬圓の增收を得ることは決して困難なことではなからうと思はれるのである。

臨時財政經濟調査會の調査に依れば、我國の私有總財産價格は七百五十六億餘萬圓を計上して



ある、而して平均年齢を假に三十五年とすれば、一年には二十餘億の財産が相續に依つて移轉することゝなる譯である、之に平均百分の三の税を課するとしても六千萬圓の歳入は立所に出て來る。我國近來の相續財産價格を見るに、七八億圓に過ぎないらしい、是れ偶々一方面に於て脱税が大に行はれてゐることを反證するものであるといふことが出来る。

### 三

地租委讓に依る收入の缺陷は前述ぶるが如く、他の税に依つて之を補填することが出来ないで無いが、税を起すことは容易のことで無いので、他の方法に依つて之の解決をなすことが最も捷徑となる。他の方法は經費の節減に外ならぬ。

經費節減は種々の方法で之を行ふことが出来る。世人の第一に注目するのは軍備制限と行政整理とである。軍備制限は華府會議の際に於ける條約が批准せられたる以上は海軍の制限となつて實現せられねばならぬし、延ては陸軍に於ても制限の趣旨が徹底せられねばならぬ。陸軍の軍備制限が未だ十分に行はれないことは、何人も異論のない所である。地租委讓を行ふに際し更に陸軍の軍備制限に歩を進むるの必要があるであらう。

行政整理は昨年以來加藤内閣の一施政方針として行ひ來つたものであるが、其成績を見ると、單に官吏を免職した位のことに過ぎぬ、全體の行政組織を改造するといふが如き、根本的整理を

爲してゐない。地租委譲を實行するに際し、又同様の行政整理を繰り返へすことは出来ない。そこで行政整理を行はんとせば、行政組織の根本的改造に觸れて來ねばならぬ。行政組織の根本的改造に就ては、それ自身重大なる問題であつて、茲に絮説することが出来ないが、私は昨年来財政整理の意味を以てする行政整理の必要なるを説いてゐるのであるが、地租委譲の財源に關しても亦同様の行政整理を力説したいと思ふ。

茲に財政整理の意味を以てする行政整理といふは、可成少い經費で同じ行政の目的を達するやうに行政機關を建て直すことであり、それが爲めには行政機關の併合を圖ることが必要となつて來る。

此見地に立つて、私は從來、各省共通に存する事務に就て、統一的事務局を設け、各省分立の部局を廢するの必要を説いてゐる。其著しき例をいへば、内閣に工事局を設け、政府直屬の工事を監督せしむるが如くである。今日の官制に依れば各省に技師があつて、工事を督して居る、又豫算の編製方法に依れば、各省に新營費修繕費がある、そこで各省は別々に個人に請負はしめたり、又別々に材料を買ひて營繕の工事を爲したりすること、なるのである、材料の過不及があつても、互に融通出来ない、従て各省が豫算に於て比較的多く要求すること、なり、自然に營繕費を膨脹せしむること、なる。今之を中央の工事局に集め、總ての工事を掌らしむるときは、右様

の無駄の經費を省き、而も結果に於ては却て多くの工事を竣ふことが出來やう。私は行政整理として少くとも此の如き統一的機關を作ることを斷行せねばならぬと思ふ。

同じ様な考は制度の改革を伴はずとも豫算編製の改善に依て之を實現することが出来る、例へば旅費の如きそれである、旅費は先年の改正以來、相當高くなつてゐるから實際官用の爲めに旅行する者に經濟上損害を與ふことは無い。處で旅費は各省、各行政部局の間に豫算上分與せられてゐる、それであるから各省各部局の間に過不及あるも相流用すること出來ぬ、そこで各省旅費の不足を見ることなきを期し、餘計に要求する様になつて來る。若し豫算上に於て一定額を與へらるれば、必要なきも尙之を用ひ盡さんことに努むるやうになる、若し用ひ盡さざれば、次の豫算に於て要求することが出來ぬからである。斯の如くにして我國の豫算に於ても不妥の旅費が多く支出せられてゐるのである。若し旅費の支給を内閣にて統一するとせば、各省の旅費の間に過不及の平均を得て、比較的少額の旅費に一事足ることゝなるであらう。

以上は行政整理に依る經費の節減であるが、經費の節減し得る可能性の最も大なるは事業費である、事業費は多く繼續費として豫算に定められてある。我國の豫算に依るも、大正十三年度に於ける繼續費は二億六千八百餘萬圓となつてゐる、假に其二割を繰り延べ又は減少するも、五千萬圓の餘裕を生むことが出来る。斯くいはゞ人或は反駁していふであらう。繼續費を繰り延べて

も未終には之を遂行するものであるから地租委譲に依る収入の缺陷を補填することが出来ない。併し乍ら、繼續費の額を年々歳々一定額の範圍に止めて置くときは、地租の収入を永久に缺くも、何等差支ないであらう。繼續費を繰延ばすといふ以上は繼續費となるべき事業を新に起さぬことも必要である。尙今日の國民經濟狀態より論すれば國家も大に國費を節約せねばならぬ、國費を節約し得る餘地は事業費の中に存する。故に事業費の節約は現代の要求といふことが出来る、此要求に應ずれば又従つて地租委譲の缺陷をも補填することが出来るのである。

最後に減債基金の問題を考へねばならぬ。元本償還に充つべき減債基金への繰入は大正十二年度に於て四千二百萬圓となつてゐる、四千二百萬圓を繰入れねばならぬ必要はない、三千萬圓でもよいのである、甚しきは從來の通り減債基金繰入れの中止を行ふても可い譯である、要は地租委譲の必要と公債償還の必要と、何れが時世の要求として大なるかを比べて見るべきである、公債償還よりも地租委譲を必要とせば、四千二百萬圓の償還を中止して可い、其處に四千二百萬圓は生れて出づる譯である。

要之、地租委譲の財源は之を求むるに難くない。問題は之を實行すべきか否かといふことにあるのである。